

平成25年12月12日

特殊車両通行許可の申請者各位

国土交通省道路局  
道路交通管理課車両通行対策室

### 特殊車両通行許可の期間に関するお知らせ

特殊車両通行許可においては、構造改革特別区域における特例措置「長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業」を実施し、平成25年11月5日付で全国展開したところですが、当該許可の対象となる車両の通行許可期間について、申請システムの一部が未対応のため、下記のとおりお知らせしますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

### 記

この度、許可の対象とした19mを超え21mまでのフルトレーラと、17mを超え21mまでのセミトレーラ(※)については、申請システムの許可期間に係る部分が未対応であるため、オンライン申請及び窓口へのフレキシブルディスクによる申請(FD申請)において、申請書の「通行開始日」から「通行終了時」までの期間は最大1年間しか入力できません。

これらの車両で最大2年間の許可期間を希望する方は、当面の間、申請書の許可期間を1年間で記入していただき、併せて「特殊車両通行許可期間の延長申請書」を提出していただきますようお願いいたします。

(※)セミトレーラをけん引するための自動車の連結装置の中心が当該車両の後軸の車輪(複数軸を備えるものは後後軸の車輪)よりも後ろに備えるもの

以上